



宮労基発 第 0701-2号  
平成26年7月1日

公益社団法人 宮城県トラック協会 様

宮城労働局長



大幅に増加している死亡災害撲滅に向けた取組  
の一層の強化について（緊急要請）

日頃より労働行政の運営に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、労働災害による本年5月末までの当局管内における死亡者数は9人と、昨年同期の5人と比べて大幅に増加しています。更に6月半ばには連続して死亡災害が発生するなど、今後も死亡災害の増加が危惧されるところです。

このため、このような現状を認識の上、各団体において重点的に講じている労働災害防止対策について、この間の災害動向を踏まえ留意いただきたい下記事項を加えて、改めて会員事業場等に周知し、労働災害の防止に万全を期すよう要請いたします。

## 記

### 1 総括的事項

- (1) 作業の状況、資材の確保等の事情により作業計画の変更を行う場合には、その事情に応じた労働者の安全対策を講じた計画を作成し、それを関係する事業者及び労働者に徹底すること。

特に震災からの復旧・復興に向けた事業活動、人手・資材不足の要因等から、作業計画の見直しを余儀なくされる場合であっても、安全対策に万全を期すこと。

- (2) 業種別に留意すべき点として、建設業においては墜落・転落災害の防止、製造業においては加工用機械等へのはさまれ・巻き込まれ災害の防止、陸上貨物運送事業においては過重労働等による交通労働災害の防止の徹底を図ること。
- (3) 作業行動による災害防止を図るため、5S・KY活動の実施とともに、作業態様に応じ基本的な安全対策に配慮した作業手順書を作成しルール化すること。



## 2 死亡災害の特徴を踏まえた個別的事項

- (1) 貨物自動車等の車輛を坂道等に停車させて運転席を離れる場合には、ブレーキを掛けシフトレバーを P の位置にし、さらに車輪止め等の措置を行うこと。
- (2) かかり木の処理作業において、「かかられている木の伐倒」は禁止事項であることから絶対に行わないよう徹底すること。
- (3) 高所作業を行う場合には、囲い、手すり、覆い等の墜落・転落防止又はこれらの設置が困難な場合の防網の設置、安全帯の使用を確実に行うこと。
- (4) フォークリフト作業を行う場合は、他の作業員がその運行経路に立ち入らないよう徹底すること。
- (5) ドライバーの適正な労働時間の管理、健康管理及び走行管理を行うこと。
- (6) 浄化槽やタンク等に立ち入る場合には、必ず酸素濃度及び硫化水素等の有害ガスの濃度を測定し、安全を確認すること。

(参考：平成 26 年 6 月 17 日現在 11 人の死亡災害の分類)

業種別分類： 製造業 1 人、建設業 2 人、運輸交通業 5 人、林業 1 人  
畜産業 1 人、産業廃棄物処理業 1 人

事故の型別： 墜落・転落 2 人、交通事故 3 人、激突 1 人、激突され 1 人  
崩壊・倒壊 1 人、転倒 1 人、おぼれ 2 人